

プーフエンドルフ『自然法にもとづく人間と市民の義務』の翻訳をめぐる

前 田 俊 文

一七世紀の自然法学者サムエル・プーフエンドルフ（一六三二—一六九四）は、近代自然法学の歴史においてきわめて重要な二つの著作である『自然法と万民法（*De Jure Naturae et Gentium*）』（一六七二年）と『自然法にもとづく人間と市民の義務（*De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem*）』（一六七三年）を刊行した。どちらも原文がラテン語で書かれているために、待望されつつもなかなか邦訳はされなかった。『自然法にもとづく人間と市民の義務』については、京都大学学術出版会の近代社会思想コレクションのシリーズ本（第一八巻）として邦訳が企画され、筆者に翻訳の依頼があり、二〇一六年九月に出版された。この翻訳の出版を期にプーフエンドルフに対する関心が高まり、学会でシンポジウム等が行われている。本稿は、二〇一八年一〇月二八日に東京外国語大学で開催された、第四三回社会思想史学会の「近代の古典文献と社会思想史研究」セッションで筆者が行った、翻訳に関する報告の要旨に加筆・修正を行ったものである。

はじめに

プーフエンドルフが『自然法と万民法』の要約版として一六七三年に出版した『自然法にもとづく人間と市民の義

務』(以下『義務論』と略記する)は、当時のヨーロッパ知識人なら誰もが知っているベストセラーの教養書であった。ジョン・ロックは『教育に関する考察』(一六九三年)の中で、青年が市民法を学ぶための最初の必読書としてキクロの『義務について』とともに『義務論』の名前を挙げている(『自然法と万民法』はこの二冊を読了した後には読むよう薦めている)。¹⁾当時それほど読まれた著者と書物の名前が現在ではなぜ初学者用の教科書にも出てこないのだろうか。

このセッションのそもそものきっかけは、京都大学学術出版会の近代社会思想コレクション・シリーズの意義を再考し、学術的価値があっても翻訳されず、日の目を見ることが少ない文献の刊行に関して問題提起をすることが始まりであった。そのテーマである「古典の意義と再考」にふさわしい一冊がこの『義務論』ではないか、と個人的には考えている。参考までに、京都大学学術出版会HPに記載されている社会思想コレクション刊行の理念に次のような一節がある。

「これまでの「翻訳の輸入」には、一つの重要な欠落がありました。すなわち、近代思想を育んだ歴史過程を軽視し、ひとまず「完成した」思想のみ翻訳してきた、ということです……近代の枠組そのものが揺らいでいるなかで、「そもそも近代とは何だったのか?」という問い直しをしようとするとき、その形成過程、すなわち「歴史」を知らずには、的確な答えを導くことはできません。現代の市民社会がますます錯綜を極めているなかで必要とされるのは、近代思想とは何であったのかをあらためてその源泉に遡って確認し、混乱する社会状況を切り開いていくための新たな指針を打ち出すことにある」(一部改)

中等までの学校教育の中では「完成したとは言えない」思想は除外し、完成された思想、すなわちいわゆる古典を紹介することしかしない(できない)が、古典というのは現代の我々がたどり着いた知の到達地点(評価)から見

て、何が古典であるかを決めるのであって、その書物が書かれた時点ではその時代の古典はまだ存在していないのである。こうした観点から見ると、社会契約論やスコットランド啓蒙思想と呼ばれる思想群にはさまざまな思想家が登場して論壇を賑わわせては消え、そこで濃密で活発な思想的交流や継承が行われていたことがわかる。その中でその時代を象徴する「完成品」が長年にわたる評価の試練を経た後に「古典」として生き残っていくのである。

その意味においては『義務論』は古典という名譽を得られなかったのかもしいが、その評価も今後の研究の進展の中で変わる可能性があるだろう。少なくともブーフエンドルフあるいは『義務論』を抜きにしては理解ができない、あるいは理解が浅くなってしまう学問のジャンルが存在することだけは確かなのである。²⁾

一 『義務論』の普及と注釈学派の登場

ブーフエンドルフが著した『義務論』独自の思想的意義あるいは社会思想的意義を考える際には、その著作そのものの思想的な獨創性や飛躍・完成度を見るばかりでなく、この書物が多くの人々に読まれたという事実にも重点を置く必要がある。具体的には、教養書としてばかりでなく、大学のテキストすなわち教科書として広く読まれたという点、その普及に尽力し解説を行った注釈学者たちが存在したということ、その結果『義務論』を媒介して、あるいは『義務論』が思想的酵母となつてさまざまな新たな思想、著作が生まれたという、その思想的影響力にまず注目すべきであると思われる。³⁾

それでは『義務論』はどれほど読まれたのであろうか。古い調査ではあるが、ホルスト・デンツァー『ブーフエンドルフにおける道徳哲学と自然法』（一九七二年）によれば、『義務論』はラテン語版、英訳版、独訳版、露訳版、

デนมマーク語訳版、オランダ語訳版、イタリア語訳版、スペイン語訳版あわせて九九の版が出版されたと記録されている。ラテン語版に関しては、初版(一六七三年)から一七六九年までの六三の版をデンツァーは挙げているが、筆者が調べたところでは一七七五年までに七一の版を確認している。出版されてほぼ一〇〇年の間に原文のラテン語版だけでこれほど多くの版が発行されたというのはある意味驚異的であろう。

しかも注目すべきは、これらの版は一六七三年の初版がそのまま発行され続けたわけではない点である。ちなみにプーフェンドルフ自身は初版以降本格的な改訂作業はしていない。一七〇三年頃から『義務論』普及に多大な貢献をしたバルベラック(一六七四—一七四四)やティティウス(一六六一—一七一四)が自らの解説や脚注を付け加えたラテン語版の注釈版を刊行し始めている。そして彼らを注釈学派と呼べるのであれば、この注釈学派がプーフェンドルフ以上に彼の思想を伝え、普及させるのに貢献しているということである。一七一八年には、この注釈学派にグラスゴウ大学初代道徳哲学教授ガーシヨム・カーマイケル(一六七二—一七二九)も加わる。

カーマイケルは『義務論』の注釈版を二版(一七一八年(グラスゴウ)、一七二四年(エディンバラ))出版している。一七一八年版は背表紙に *puffendorf* としか書かれておらず、本文も存在せず彼が書いた注釈のみの刊行であった。注釈者同士の交流も行われており、カーマイケルはプーフェンドルフの注釈を先んじて行っていたバルベラックに自分の注釈本(一七一八年版)を送り、バルベラックは返礼にライプニッツの手紙(一七〇六年四月二日付、ヘルムシュタットのペーマー教授宛)が付録として付けられた仏訳版(一七一八年)をカーマイケルに送っている。このライプニッツの手紙(『プーフェンドルフの原理に対する忠告』)は、プーフェンドルフ自然法学のトータルな批判として後のプーフェンドルフ研究者が避けては通れない文献となった。

こうした注釈者たちの登場によって、プーフェンドルフのテキストに脚注を付け、注釈することを通じて自らの思

想を展開し、思想交流するという学問形態が始まり、流行したのである。その中には、テクストそのものよりも注釈の方が重要であるようなケースも見受けられ、たとえばグラスゴウ大学道徳哲学講座の後継者であるハチソンは「プーフェンドルフの（本文よりも（前任者であるカーマイケルが書いた）注釈の方がはるかに価値がある（much more value than the text）」として自らの師を称えている。まさしくプーフェンドルフは思想的酵母として当時の啓蒙思想家たちの思想形成に一役買ったのである。

なぜ『義務論』の注釈学派が当時登場したのか、その理由については以下のように推測されよう。一、大学等においてその不動の教科書的地位が確立されていたこと、二、記述が簡素で情報量が少なく、説明や補足が必要であったこと、三、論争的なテーマが多かったこと、四、長期にわたって使用され続けたため、時代や変化に合わせる必要があったこと、などである。

二 大陸自然法学と社会契約論、スコットランド啓蒙思想

『義務論』の翻訳作業の中で気づかされたことは、ホッブズやロック、ルソーらの社会契約論者とプーフェンドルフが目指している自然法構築の目的が異なっている点である。もちろんホッブズ、ロック、ルソーとも問題意識は三者三様でそれぞれ違っているが、大陸自然法学と社会契約論がもっとも異なっている点は「ローマ法（Roman Law）」への敬意である。イングランドはコモン・ローがあるので、概してローマ法への敬意が薄いのはわかるが、ホッブズに至っては『リヴァイアサン』（一六五一年）第二章の中で、ここで論じられる市民法（Civil Lawes）はローマ法のことではないと明言しているように、⁶⁵意図的にローマ法を軽視しているようにも見える。ホッブズは自

分で考案した一九の規則を自然法と称しているが、ローマ法に直接関係する内容はない。

ところがローマ法の継受を行ったヨーロッパ大陸では、ローマ法は「書かれた理性 (ratio scripta)」であり、長年権威として存在したローマ法を軽視はできないのである。ただし、古代のローマ法をそのまま使うことはできないので近代的な再編を行う必要があった。プーフェンドルフは『自然法と万民法』の第二版(改訂版、一六八四年)の序文で次のように述べている。

「自然法と万民法、すなわち、すべての人間と諸民族を義務づける法を学ぶために「必要な」きわめて多くのことがローマ法の書物の中にあることは誰でも知っている。しかし、ローマ法の書物には実定的なものやローマの国家に特有な性質に適用されるものが数多く散在している。それらが相互に適切に区別されなければ、そこから生じる法についての知識は混乱せざるをえず、不安定となり、無駄な論争で満ちあふれるであろう。したがって、その中のいかなる事柄が自然法に関与し、また実定法に関するものかを識別し、さらには自然法、つまり普遍的な法と、文字通りのローマ法、すなわちローマの国家に特有な法との間に厳密な境界線を引く、簡潔な要約本をローマ法の書物のために作ることは、きわめて有益であると私には思われるのである」。(傍点筆者)⁹⁾

ローマ法の伝統や権威を残存させつつ、新たな時代に対応した普遍的で体系的な自然法学を構築して、それを近代的な法整備にも活用しようとしたのが大陸自然法学の主要な目的だったといえよう。

『義務論』の出版地がヨーロッパ大陸諸国に偏り、英訳の版数が少なかったのはこうした背景があったと考えられる。そうした意味において、近代法の整備のためにローマ法を継受したオランダやスコットランドでグロティウスやプーフェンドルフ研究が盛んになったのは自然の成り行きであった。

スコットランドでは、グラスゴウ大学で哲学の主要科目を教えるリージェント(クラス担任)たちが、『義務論』

を一七〇〇年前後から倫理学のテキスト(教科書)として採用し、新たに創設された道徳哲学講座でも担当教授が『義務論』を主要な教材として活用していたため、プーフエンドルフ自然法学は講座の「伝統」的な題材として定着化していく。¹⁰⁾しかし、スコットランド啓蒙思想でのプーフエンドルフ自然法学受容は批判的受容といつていいものであった。たとえばバルベラックはプーフエンドルフ自然法学そのものの全面的批判はせず、あくまで部分的な「補足」や「補修」作業に徹している。それどころか『道徳哲学史』では、「(プーフエンドルフの)著作は、全てを総合すると、グロティウスの著作よりもはるかに有用である」と述べてプーフエンドルフへの礼賛を欠かさない。¹¹⁾

ところが道徳哲学講座初代教授カーマイケルはプーフエンドルフの自然法は世俗的すぎると批判し、自然神学的根拠をより明確にしようとする。この点ではライプニッツとも意見が一致していた。しかし、カーマイケルは注釈版第二版の中で、たしかに自分はライプニッツと見解が一致しているが、それはライプニッツの真似をしたのではなく、それ以前にそういう考えを示していた点を強調する。この点をもう少し詳しく説明すると以下のようになる。

カーマイケルは自分の講義を学生に書き取らせる形式で行っていたようであるが、学生の要望、さらにはグラスゴウ大学出版会からの要請もあり、一七一八年に教材用のテキストを刊行することになった。このテキストは義務論の本文がない注釈のみの珍しい版であり、この本をグラスゴウ大学図書館に寄贈したマリが「この寄贈本以外は見たことがない」というメモを残しているほど発行部数の少ないものであった。一七二四年にエディンバラで改訂版が発行されるが、大きな変更点が二点あった。まず『義務論』の本文が掲載されたことであり、さらには序文が大きく書き換えられたことである。その背景としては、プーフエンドルフの注釈版が増えてきたという現実を前にして、自分がそれらの注釈版の真似をしたのではないことを明らかにするためであり、自分の注釈が早い段階で完成したことを弁明する必要があったからである。とくにカーマイケルが対応しなければならなかったのが、ライプニッツのプーフ

ンドルフ批判『プーフエンドルフの原理に対する忠告』である。カーマイケル自身の注釈の意図がライブニッツと酷似しているために、彼の影響を受けたのではないことをこの序文で弁明している。¹² いずれにしてもバルベラックとは違い、プーフエンドルフを批判することで自分の名を売ろうとする傾向がこれ以降強まっていく。

ハチスンには『道徳哲学綱要』(ラテン語版一七四二年、英語版一七四七年)の中で、自然法学の冒頭部分に倫理学の項(第一巻「倫理学の諸原理」)を新たに設けてプーフエンドルフの体系との違いを強調する。自然法学の骨格は維持しつつも、自らの独創的な主張をテクストに加えていくという、脱・プーフエンドルフ自然法学の動きが顕著になり、加速していくのである。ヒュームやスミスになると自然法の内容そのものに対する批判が起こり、キリスト教倫理や慣習、ローマ法などの寄せ集めを自然法だと称して、細部まで規定するのは決疑論(*casuistry*)¹³ だとして理性主義的な正義論そのものを否定するようになる。受容というよりは反発に近いといえよう。

しかし、ヒュームやスミスに受け継がれていると思われるものもある。たとえばヒュームは、プーフエンドルフの自然法学に見られる以下のような考え、すなわち、人間の意味付与(*impositio*)¹⁴ によって物質的世界に対して道徳的世界が成立するとするエンティア・モラーリア(*entia moralia*)の考えや、効用を意識した人々が合意(コンヴェンション)によって言語、物の所有とその価値、人間の支配権などのルールを構築するという、条件的自然法の考えはヒュームの基本思想とも適合性が見受けられ、意識的かどうかは別としてプーフエンドルフから継承しているようにも見える。¹⁵ スミスは倫理学の分野では決疑論的なプーフエンドルフ自然法学(正義論)を完全に否定しているが、法学講義では完全権、不完全権の区別は「ハチスンがプーフエンドルフにしたがって行った」と明言して、法学の対象を完全権に限定した。¹⁶ スミスは法学講義ではローマ法から完全に脱却してはいないが、所有権、時効、契約、怠慢などにおいて、ローマ法のカテゴリーに「観察者」理論を入れていわばローマ法の道徳感情論化を試みている。

本報告の主旨からの逸脱とはなるが、スミス法学は記述が歴史的・実証主義的であり、その点ではプーフエンドルフよりもグロティウスに近いように思われる。スミスはグロティウスを高く評価していた。¹⁶⁾

三 翻訳作業と翻訳の意義

翻訳する際に苦勞した点はかなりあるが、まず、完全に信頼できる英訳版が見つからなかったことがある。英訳版は三種類使用したが、どれも欠点があり全面的には依拠できなかった（A版：F.G.Mooreによる訳、一九二七年B版：M.Silverthorneによる訳、一九九一年C版：A.Tookeによる訳、初版は一六九一年で第五版（一七三五年）を再編集したもの）。A版は語学者による直訳調で、原文に忠実であるが内容には踏み込めていない。B版は思想史研究者による意識調で、こなれてはいるが誤訳もある。C版は一七三五年に出版された古い英訳（第五版、初版は一六九一年で一七一六年に改訂・増補される）で、原文にまったく忠実ではなく、バルベラックの版に強い影響を受けており、原文にない文章まで本文に挿入されている。忠実な英訳版の枠を超えており、翻訳する上ではほとんど使い物にならなかった。編者はプーフエンドルフの原著をまず読んで、次にバルベラックの関与を調べて、最後にこの英訳を読めと言っているほどで、おそらく翻訳されたのが名譽革命後の絶対主義から議會主義への移行期で、政治的・宗教的に神経質な時代であったことが影響していたのではないかと指摘されている。¹⁷⁾

次に苦勞した点は、『義務論』の対象となっている分野が広すぎる点である。倫理学、神学、法学（とくに民法）、政治学、経済学にまで及ぶ。予備知識がない分野では注意を要した。とくに第一巻第二二―一六章は民法分野でローマ法のカテゴリーがほぼそのまま使用されているので、専門用語や内容などを民法（ローマ法）の専門家にチェック

してもらった。たとえば所有権の取得方法には二次的なものがあり、「派生的 (Derivativus)」と訳するのが思想史研究者には自然であるのだが、「伝来的」と訳するのが定番であると訂正させられたりした。こうした専門分野に合わせ、た用語の訂正がいくつもある。民法学者によるとプーフェンドルフのローマ法の整理方法は「オーソドックスなローマ法理解である」とのことであり、「民法総則の父」ではないか、などの感想が寄せられたが、当否については民法の専門家ではないので筆者には判断できない。

筆者が初めて『義務論』を手にしたのは大学三年生の時であった。プーフェンドルフ研究に着手し始めて暗澹たる気持ちになったのを覚えている。その理由はいくつかあるが、一、これまで授業でも聞いたことがない名前前で単純に知らなかった、二、重要な思想家かどうか判断がつかなかった (※日本では政治思想史の分野でネガティブな評価が多かった)、三、研究文献がほとんどなかった、四、法哲学なのか政治思想史なのか経済思想史なのかジャンルがわかりづらかった、五、邦訳がなかった (英訳はあるが原文がラテン語である)、ということであった。

初学者が直面するこれら五つの難点に対して、日本語の翻訳書はほとんどの解答を与えてくれるという役割がある。バルベラックの言葉を借りれば、「死語で書かれた本をどんなに楽に読むことができるか」として、最も理解できるのはつねに母国語である¹⁸⁾。それに加えて詳細な訳者解説があれば初学者のニーズにはほぼ完璧に添えてくれる。翻訳 (邦訳) が果たす役割は我々が考えている以上に影響力のあるものかもしれないのである。

翻訳をきっかけに研究が盛んになることもある。ロールズの『正義論』やピケティの『21世紀の資本』、マイケル・サンデルの『これからの正義の話しよう』などは翻訳がブームに火をつけた側面が大きいといえるだろう。したがって、古典文献を翻訳する意義は、まず、忘れられたかつての定番の著作を掘り起こし、古典といわれている著作を深く理解するきっかけになる、さらには、新たな研究ブームを起こすきっかけになる、ということが指摘できる

のではなからうか。

最後に、『義務論』の読者へのメッセージとしては、まず、序文を注意深く読んで欲しい、次に、ホッブズ、ロック、ルソー、ヒューム、スミスとあわせて読んで欲しい、ということである。序文はタイトルにあるように「善意ある読者」とわざわざ断っていることからわかるように、当時プーフエンドルフがさまざまな方面から相当なバッシングを受けていたことが推測できる。最初は *benefolus* を「慈悲深い」と訳していたが、内容を読むにつれプーフエンドルフは一部の「悪意ある」人々と戦っていることがひしひしと伝わってきて、「善意ある」の訳語に変更したいきさつがある。本文はそっけない調子で書かれているが、その行間にある熱い思いは序文に一番あふれている。当時あるいは後世の啓蒙思想家たちとの関係についてであるが、プーフエンドルフを読むことで社会契約論やスコットランド啓蒙思想の理解がさらに深まることは疑いえない。たとえば、ロックの自然状態論や社会契約の構図はプーフエンドルフと驚くほど共通している部分があり、ルソーには着想や用語の使い方などがプーフエンドルフを連想させるものもある。アダム・スミスがなぜカーマイケルやハチソンの自然法学に反発したのか、『法学講義』Bノート（一七六六年）と書かれているが、実際には一七六三年度の最後の講義と考えられている。序文でなぜプーフエンドルフを槍玉に挙げて批判しているのか、『義務論』を読むことでより深く理解できるであろう。

我々は「古典」の定義を再考し、「当時よく読まれ、「古典」と言われる思想家たちの思想形成のベースになった定番の書物」にまで、もしかしたら拡大すべきなのかもしれない。

(一) Cf. John Locke, *Some Thoughts concerning Education, with introduction and notes by R.H. Quick, M.A.* (Cambridge: At The University Press, 1934), p.161. 服部知文訳『教育に関する考察』（岩波文庫 一九六七年）二八九ページ。

(2) デイドロヤルソーなどのフランス啓蒙思想ばかりでなく、以下指摘するスコットランド啓蒙思想における道徳哲学の発展と展開は、教科書として読まれていたグロテイウスやプーフェンドルフ自然法学の継承と批判という側面に焦点を合わせることでより重層的に理解が深まるのである。それ以外にも経済思想史や法哲学、民法の分野の発展におけるプーフェンドルフの貢献も忘れてはならないだろう。前田俊文『プーフェンドルフの政治思想』(成文堂、二〇〇四年)の補論一「プーフェンドルフの思想的立場づけについて」を参照されたい。

(3) プーフェンドルフは、理性法論の時代の独創的思想家の一人であった。かれが、法信仰に関する教養と情熱においてはグロテイウスに、論理的な重みと政治的情熱においてはホップズにはるかに劣っていたことは、事実である。だがしかし、プーフェンドルフの中欧の私法発展に今日に至るまで及んでいる影響は、他の二人の影響より大きく、かつ一層直接的であった。…かれは、かくして、理性法論が実定法学に対して影響を及ぼすことを、はじめて可能ならしめたのである。…さらに、プーフェンドルフの体系的業績は、理性法論の時代を超えて、存続した。というのは、それは民事法学によって永続的に採用されたからである。」ヴィーアッカー著、鈴木祿弥訳『近世私法史』(創文社、一九六一年)、三七八ページ。

(4) Cf. Horst Denzer, *Moral Philosophie und Naturrecht bei Samuel Pufendorf* (München: Verlag C.H. Beck, 1972), SS. 362-366.

(5) *Natural Rights on the Threshold of the Scottish Enlightenment*, ed. by James Moore and Michael Silverthorne (Indianapolis: Liberty Fund, 2002), p. xiv.

(6) Cf. Francis Hutcheson, *A Short Introduction to Moral Philosophy* (Hildesheim: Georg Olms Verlagsbuchhandlung, 1969), p. 1.

(7) バルベラックは『自然法と万民法』ではプーフェンドルフは引用にかなり間違いがあったことを、長々と感嘆を込めて指摘している。『義務論』では引用がほとんどないのでこの問題は生じなかった。「プーフェンドルフ氏が非常に学識のある人物であり、博識であったことに異議の余地はない。だが、彼は自分の考えを説明する方法よりも物事の本質の方にはるかに大きな関心を抱き、正確に書く技術を十分に磨かず、著作(とりわけ古代の著作)をいささか性急に、原典よりもむしろ翻訳で読んでいた。……自分が引用するギリシャ語の文章の解釈において、時にはラテン語の解釈においてさえ、頻繁に間違いを犯した。」バルベラック著、門田樹子訳『道徳哲学史』(京都大学学術出版会、二〇一七年)、四三〇―四三二ページ。

- (8) Thomas Hobbes, *Leviathan*, edited with an introduction by C.B. Macpherson (the Penguin English Library, 1968), p.311.
 水田洋訳『リヴァイアサン(下)』(岩波文庫 一九六四年) 一六三ページ。
- (9) S.Pufendorf, *De Jure Naturae et Gentium Libri Octo, Praefatio 1694 in Samuel Pufendorf's Gesammelte Werke Band 4.1.* (Berlin : Akamedie Verlag, 1998), p.11.
- (10) カーマイケルの同僚とともにグラスゴウ大学のリージェントとして倫理学も担当していたジョン・ラウドン(一七二七年に初代論理学教授となる)の講義を受講していた学生の筆記ノート(一六九九-一七〇〇)からも彼がプーフENDORFの『義務論』を講義の教材として使っていた痕跡が残されている。 Cf. John Loundon, *Dictata on ethics and metaphysics*. 1699-1700. Glasgow University Library, MS Murray 49. 1) の55-56頁と57-58頁を参照されたい。 Cf. Michael Brown, *Francis Hutcheson in Dublin, 1719-1730* (Dublin : Four Courts Press, 2002), p.16.
- (11) バルムラック、邦訳 四一六ページ。
- (12) Cf. S.Pufendorf, *De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem Libri Duo, Supplementis & Obsevationibus in Academicae Juventutis usum auxit & illustravit G.Carmichael, 1724, Lectori Benevola*, p. xix.
- (13) スミスは近代以降の決疑論者(casuists)としばしばプーフENDORF、バルムラック、ンチマンの名前を挙げている。マダム・スミス著、水田洋訳『道徳感情論』(下) (岩波文庫 二〇〇三年) 三七四ページを参照されたい。
- (14) 前田俊文『前掲書』とくに第五章「プーフENDORフトヒューム」を参照されたい。
- (15) 水田洋・前田俊文他訳『アダム・スミスの法学講義1762-1763』(名古屋大学出版会、二〇一二年) 六八ページ。
- (16) 「プロテティウスは、すべての国民の諸法をつらぬき、それらの基礎であるべき諸原理の体系に、いくらかでも似たものを世間にあたえようと試みた最初の人であったように思われる。そして、かれの戦争と平和の法にかんする論文は、そのすべての不完全さにもかかわらず、おそろしく今日において、この主題についていままであたえられたかぎりのもっとも完全な著作である」『道徳感情論』(下) 四〇〇ページ。
- (17) *The Whole Duty of Man, According to the Law of Nature*, translated by Andrew Tooke, edited and with an Introduction by Ian Hunter and David Saunders (Indianapolis : Liberty Fund, 2003), pp. ix ~ x.
- (18) バルムラック、邦訳 四二二ページ。